

令和4年度第2回 品川区居住支援協議会資料

令和5年3月27日

1. 居住支援セミナーの実施報告
2. 住宅確保要配慮者入居促進事業
 - ①実施事業について
 - ②対象について

1. 令和4年度 品川区居住支援セミナー概要

実施日程

第1回 令和5年1月18日～1月25日 配信

第2回 令和5年3月10日～3月17日 配信

セミナー内容

| | 講演名 | 内容説明 | 講師 |
|----------------|------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 講演1 | 主催者挨拶 | セミナー趣旨説明 | 都市環境部 住宅課長 |
| 講演2 | みんなで取り組む 居住支援 | 不動産事業者と福祉事業者が連携して居住支援を行う先進事例の紹介 | 一般財団法人 高齢者住宅財団 企画部長 落合 明美氏 |
| 講演3 | 品川区による 情報提供 | 品川区住宅確保要配慮者入居促進事業の概要と実績について | 都市環境部 住宅課 空き家対策担当 |
| 講演4 (第2回のみ) | | 障害者グループホーム等整備費補助事業の紹介 | 福祉部 障害者施策推進課 |
| 講演5 (第2回のみ) | | 認知症高齢者グループホーム整備促進事業の紹介 | 福祉部 福祉計画課 |

2. 講演2「みんなで取り組む居住支援」抜粋

- ・落合明美氏(高齢者住宅財団 企画部長)により、住まいと福祉が連携し、居住支援に取り組んでいる事例を紹介いただいた。

○住まい×福祉の事例紹介

1. 京都市高齢者住まい・生活支援事業: 社会福祉法人×不動産会社
2. 住まいサポートふくおか(福岡市社会福祉協議会): 「保証人」に代わる仕組みを構築
3. 熊本市居住支援協議会: 官民協働と役割分担
4. 岡崎市居住支援協議会: 居住支援と重層的支援体制整備事業

○できることから始める・顔の見える関係をつくることが重要 との提言



<まちづくり課> 空き家問題の解決策について行政として、困っています。助けてください！

<長寿支援課> 国民年金層が市内の高齢者向け住宅に入居できず、市外に転出せざるをえなくて…。



広島県府中市における「官民協働による住宅・福祉WS」

3. セミナー視聴実績

- ・視聴者数は、過去最多の59名であった。
- ・不動産事業者と行政職員の視聴が多かった。

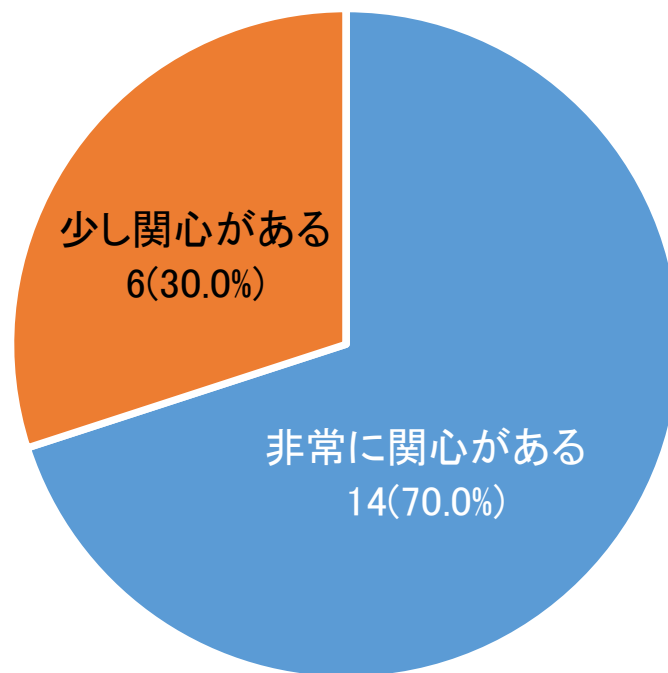
| | 申込者数 | 視聴者数 | (参考) R3年度セミナー 視聴者数 | (参考) R2年度セミナー 視聴者数 |
|----------|-----------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 合計 | 87 (100%) | 59 (100%) | 50 (100%) | 27 (100%) |
| 不動産事業者 | 29 (33%) | 17 (29%) | 10 (20%) | 17 (63%) |
| 賃貸住宅オーナー | 3 (3%) | 1 (2%) | 2 (4%) | 1 (4%) |
| 福祉事業者 | 7 (8%) | 6 (10%) | 19 (38%) | 4 (15%) |
| 行政職員 | 32 (37%) | 23 (39%) | | |
| 品川区 | 17 (20%) | 13 (22%) | 11 (22%) | 1 (4%) |
| 他自治体 | 15 (17%) | 10 (17%) | | |
| 民生委員 | 2 (2%) | 2 (3%) | 1 (2%) | 0 (0%) |
| その他 | 14 (16%) | 10 (17%) | 7 (14%) | 4 (15%) |

※その他は、都市計画コンサルタント(4名)、学識者(3名)、
独立行政法人・区議会委員・医療従事者等である。

4. セミナーアンケート結果(抜粋)

- ・視聴者59名のうち、20名からアンケート回答があった。
- ・不動産事業者や福祉事業者が連携して行う居住支援について、関心が高い。

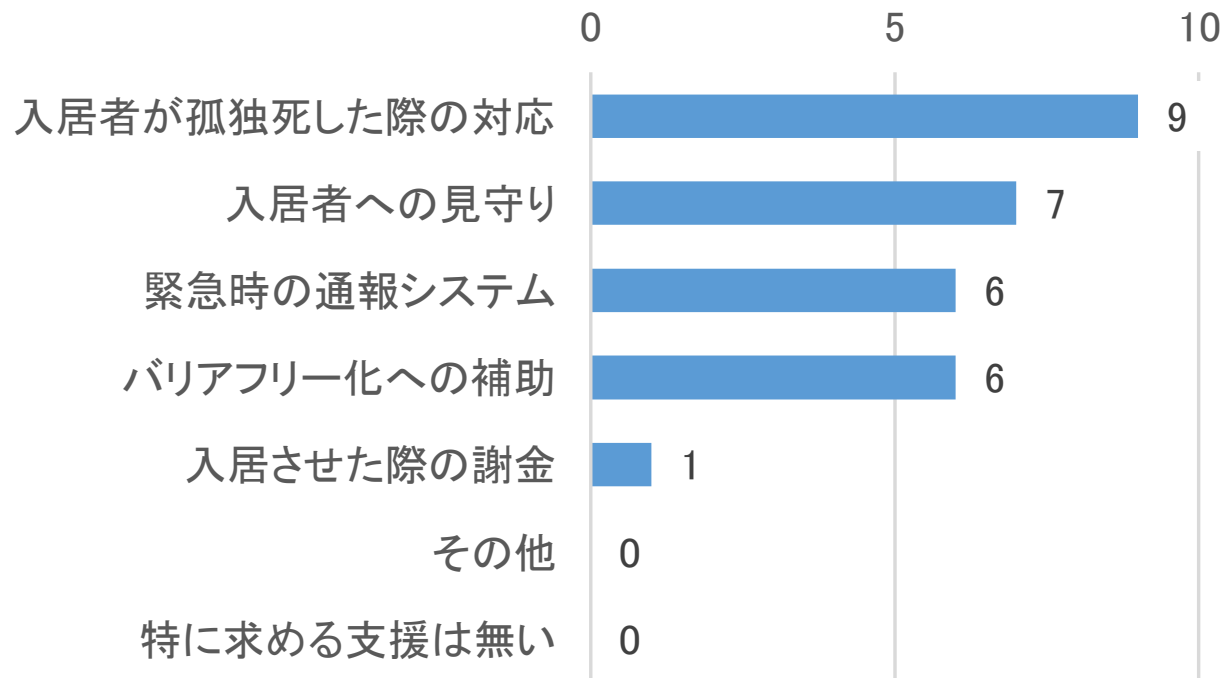
■不動産事業者や福祉事業者が連携して行う居住支援について(n=20)



4. セミナーアンケート結果(抜粋)

- ・住宅確保要配慮者の入居に際し、孤独死した際の対応、入居者への見守り、緊急時の通報システム、バリアフリー化への補助等、多様な支援が求められている。

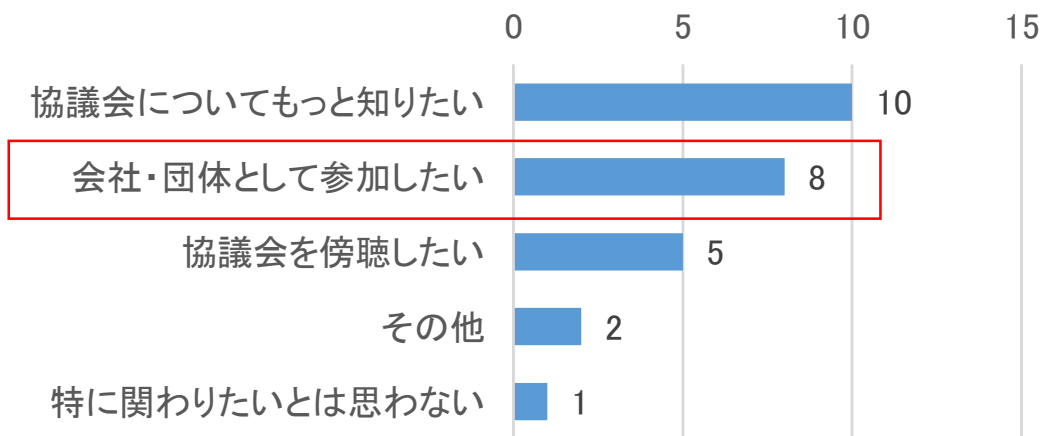
■住宅確保要配慮者の入居に際し、区に求める支援(n=20・複数回答可)



4. セミナーアンケート結果(抜粋)

- ・「協議会についてもっと知りたい」が10名と最も多い。
- ・次いで「会社・団体として参加したい」が8名おり、うち不動産事業者が6名、行政職員が2名であった。今後、居住支援協議会と事業者の連携を深めていくきっかけとなりうる。

■今後の品川区居住支援協議会への関わり方についての考え(n=20 複数回答可)



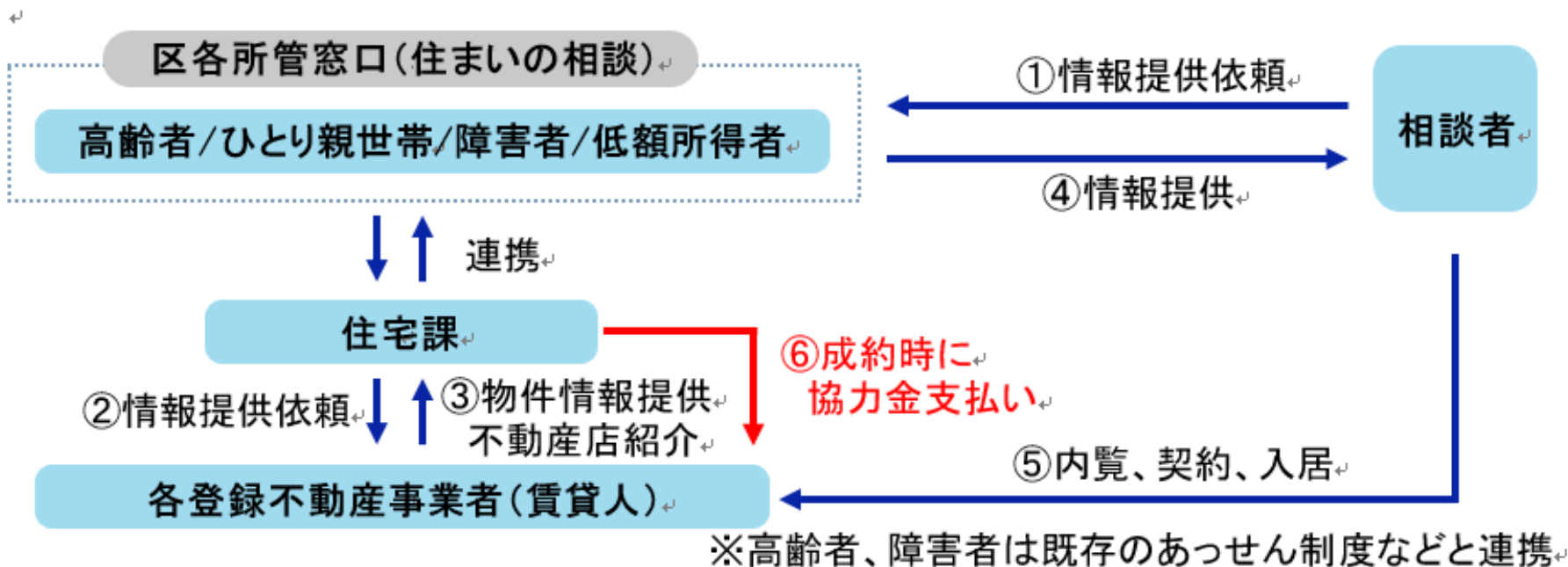
<その他の意見>

- 自立支援協議会に来ていただいて、小グループに分かれて意見交換をするなど、顔の見える関係作りをしたらどうでしょうか。(福祉事業者)
- 他自治体関係者のため、情報共有を図りたい。(行政職員)

2. 住宅確保要配慮者入居促進事業(①実施事業について)

①事業概要

- ・令和3年11月より、事業開始。
- ・ご自身で住まい探しをすることが困難な高齢者、ひとり親世帯、障害者、低額所得者を対象に、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅あつ旋を行い、この仕組みを利用し入居に至れば、賃貸人と不動産事業者に対して協力金として6万円ずつ支給する。



2. 住宅確保要配慮者入居促進事業(①実施事業について)

②事業実績

・令和3年11月～令和5年2月末の実績

○登録不動産事業者数:77社(令和5年2月末現在)

○あっ旋決定者数:276名

○協力金支払件数:147件

| あっ旋決定者数(内訳) | | |
|-------------|------|------|
| 【内訳】 | R4年度 | R3年度 |
| 高齢者 | 135 | 11 |
| ひとり親世帯 | 11 | 3 |
| 障害者 | 7 | 5 |
| 低額所得者 | 86 | 18 |
| 計 | 239 | 37 |

| 協力金支払数(内訳) | | |
|------------|------|------|
| 【内訳】 | R4年度 | R3年度 |
| 高齢者 | 51 | 8 |
| ひとり親世帯 | 1 | 0 |
| 障害者 | 1 | 3 |
| 低額所得者 | 68 | 15 |
| 計 | 121 | 26 |

③令和5年度予算額(協力金金額)

・12,000千円(@60千円×2者×100件)

2. 住宅確保要配慮者入居促進事業(②対象について)

④現在の対象者

- ・高齡者

⇒65歳以上の単身世帯または構成員が全員65歳以上である世帯の者

- ・ひとり親世帯

⇒ひとり親世帯(18歳に達した年度末までに子と母または父のみの世帯)の者

- ・障害者

⇒単身世帯の障害者(身体障害者手帳1級から4級、精神障害者保健手帳1級から3級、愛の手帳1度から3度までの者)または、障害者を含む世帯の者。

- ・低額所得者

⇒国が定める基準に基づき、月額所得が15万8千円を超えない者。
生活保護者についても対象としている。

⑤協力金の金額

- ・上記の対象者について、一律6万円を不動産事業者および賃貸住宅オーナーへ支払う。

2. 住宅確保要配慮者入居促進事業(②対象について)

⑥協議事項

・障害者の対象拡大

| 現在(変更前) | 今後(変更後) |
|--------------------|--------------------|
| 愛の手帳 1度から3度 | 愛の手帳 1度から4度 |

(理由)⇒軽度の知的障害者についても、対象としたいため。

・低額所得者のうち、他の属性に当てはまらない生活保護受給者について、協力金の金額を減額する。

| 現在(変更前) | 今後(変更後) |
|---|--|
| 低額所得者(生活保護者含む)であれば対象となり、協力金として 6万円 ずつ支給する。 | ・高年齢者・障害者・ひとり親世帯に <u>当てはまる</u> 生活保護者については、引き続き協力金を 6万円 とする。 ・高年齢者・障害者・ひとり親世帯に <u>当てはまらない</u> 生活保護者については、協力金を 4万円 とする。 |

(理由)⇒高年齢者・障害者・ひとり親世帯に比べると、生活保護者については家賃の代理納付制度があるため、賃貸住宅オーナーの拒否感も少ない。そのため、金額の差をつけることとし、今後については、段階的に減額をすることを想定。

2. 住宅確保要配慮者入居促進事業(②対象について)

⑦今後のスケジュール(予定)

- ・本日 本協議会で協議
- ・4～5月 不動産関係団体、登録不動産事業者周知
- ・5～6月 要綱改定
- ・7月～ 対象者変更